別表第四号　第二級海上無線通信士の認定講習課程

講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一　電子技術 1　電子デバイス ア　半導体 イ　接合型トランジスタ ウ　電界効果トランジスタ エ　集積回路 オ　電子管 2　増幅、発振、変調及び復調回路 ア　増幅回路 イ　発振回路 ウ　変調及び復調	十二	講義又は演習
	二　無線通信システム 1　無線通信方式（デジタル方式無線通信技術） ア　デジタル伝送 イ　デジタル変復調 ウ　パルス符号変復調 エ　デジタル無線通信及び誤り制御技術 オ　直交周波数分割多重方式 カ　スペクトル拡散方式 キ　多元接続方式 2　送受信装置 ア　SSB送受信装置 イ　アナログFM方式無線電話 ウ　衛星通信装置（インマルサットを含む。） エ　衛星非常用位置指示無線標識 オ　混信等 3　電源装置 ア　直流電源 イ　電池（バッテリ） ウ　浮動充電方式 エ　コンバーター オ　無停電電源装置 4　電波航法 ア　GPS イ　レーダー技術	二十一	
	三　空中線及び給電線 1　空中線及び給電線の理論	九	

	2　空中線 ア　長波帯、中波帯空中線 イ　短波帯空中線 ウ　超短波帯、極超短波帯空中線 エ　マイクロ波帯空中線 3　給電線 ア　同軸ケーブル イ　平行二線式給電線 ウ　導波管 4　整合回路 ア　インピーダンス整合 イ　平衡・不平衡の変換		
	四　電波伝搬 1　地上伝搬 2　電波伝搬路の分類 ア　対流圏伝搬 イ　電離層伝搬 ウ　衛星通信における電波伝搬 エ　伝送損失 オ　回線設計 3　電波雑音及び電波障害	十二	
法規	一　法及びこれに基づく命令（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。） 1　目的、無線局の免許 2　無線設備 3　無線従事者 4　運用 5　業務書類 6　監督 7　その他の規則	十五	
	二　国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の概要	六	
	三　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則及び同憲章に規定する国際電気通信規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）の概要	六	
	四　海上における人命の安全のための国際条約（附属書の規定を含む。）及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（附属書の規定を含む。）（電波に関する規定に限る。）	三	